○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　運送の申込み及び引受け（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　運賃の支払及び引渡し（第十八条―第二十六条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第二十七条―第三十六条）
　第五節　指図（第三十七条・第三十八条）
　第六節　事故（第三十九条―第四十二条）
　第七節　運賃等、料金等（第四十三条―第五十八条）
　第八節　責任（第五十九条―第六十三条）
　第九節　運送賠償額（第六十四条・第六十五条）
第三章　標準引越運送約款（第六十六条―第七十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　前項の運送のほか、次の各号に掲げる事業を行います。

3　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送するほか貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この標準運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送契約

第一節　通則

（受取日時）

第三条　当店が、受取日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受取日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店が、運送の申込みを受け引き受ける運送は、次のとおりとします。ただし、個人又は営利を目的としない団体の貨物を運送する場合は、この限りでありません。

一　一般区域貨物運送　貨物を受け取った日を含めて二日（北海道、沖縄県その他の主要な島及び離島にあっては、四日）以内に配達する運送

二　特別積合せ貨物運送　貨物を受け取った日を含めて二日（北海道、沖縄県その他の主要な島及び離島にあっては、四日）を超えて配達する運送

三　一般貸切運送　一台の車両を貸し切って行う運送

四　特別積合せ貨物運送　一般貨物自動車運送事業者が、あらかじめ定めた運行経路及び運行日程により、集配拠点間で行う運送

五　特別貸切運送　一台の車両を貸し切って行う運送

（運送の種類）

第五条　当店が、運送の申込みを受け引き受ける運送は、次のとおりとします。

一　一般区域貨物運送

二　特別積合せ貨物運送

三　一般貸切運送

四　特別貸切運送

五　前条第一項第一号から第四号までに掲げる運送以外の運送

（運送の引受け）

第六条　当店は、運送の申込みを受けた者（次「申込者」という。）が、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければ、運送を引き受けません。

一　申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積若しくは個数及び個数

三　集荷先及び配達先又は発送先及び到着先の名称及び住所

四　集荷先及び配達先又は発送先及び到着先（同項、アパートその他集荷配達場所において、その全部が同一の集荷配達場所である場合を含む。）

五　運送の数量単位

六　運賃、料金（第十七条第一項に規定する前納運賃及び同条第二項に規定する着払運賃を含む。）、第十四条に規定する代金引換額、第十五条第一項に規定する運送保険価額、第六十二条第一項に規定する配達希望時間帯（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

八　危険品については、その旨及び品名

九　第六十二条第一項に規定する配達希望時間帯

十　第六十三条第一項に規定する損害賠償額の算定方法を利用するかどうか及び当店の定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みをするかどうかの別

十一　本船扱いの場合にあっては、その旨

十二　本船荷卸しの場合にあっては、その旨

十三　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げるほか、当店が貨物の運送に関し必要な事項

（運送の申込み）

第七条

2　当店は、前項の申込みを受けたときは、申込者に対し、申込書の提出があった旨を証明する書面を交付します。

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者から請求があったときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運送の引受けをした年月日

二　前条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項

三　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の運搬及び荷造りの義務）

第九条　当店は、運送の引受けをしたときは、その貨物の運搬及び荷造りをしなければなりません。

2　当店は、前項の荷造りをするときは、その貨物の性質及び状態に応じ、通常の運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

（運送の順序）

第十条　当店は、運送の引受けをしたときは、その順序に従って運送しなければなりません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、特定の荷受人のために運送を優先して行うことがあります。

（運送の再委託）

第十一条　当店は、運送の引受けをしたときは、その運送の全部又は一部を他の貨物自動車運送事業者に委託することがあります。

2　当店は、前項の規定により運送の全部又は一部を委託したときは、その旨を荷受人に通知します。

（荷送人の通知義務）

第十二条　当店は、荷送人が、貨物の性質、状態その他運送に関し必要な事項を通知しないときは、その通知を求めます。

（荷送人の責任）

第十三条　当店は、荷送人が、貨物の性質、状態その他運送に関し通知すべき事項を通知しなかったことにより生じた損害については、その責任を負いません。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十四条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十五条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十六条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十七条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（次「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積若しくは個数及び個数

三　集荷先及び配達先又は発送先及び到着先の名称及び住所

四　集荷先及び配達先又は発送先及び到着先（同項、アパートその他集荷配達場所において、その全部が同一の集荷配達場所である場合を含む。）

五　運送の数量単位

六　運賃、料金（第十七条第一項に規定する前納運賃及び同条第二項に規定する着払運賃を含む。）、第十四条に規定する代金引換額、第十五条第一項に規定する運送保険価額、第六十二条第一項に規定する配達希望時間帯（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

八　危険品については、その旨及び品名

九　第六十三条第一項に規定する損害賠償額の算定方法を利用するかどうか及び当店の定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みをするかどうかの別

十　運送の数量単位

十一　本船荷卸しの場合にあっては、その旨

十二　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げるほか、当店が貨物の運送に関し必要な事項

（運送の引受け）

第七条

2　当店は、前項の申込みを受けたときは、申込者に対し、申込書の提出があった旨を証明する書面を交付します。

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者から請求があったときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運送の引受けをした年月日

二　前条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項

三　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の受取及び引渡し）

第九条　当店は、貨物の受取及び引渡しの場合に、荷送人又は荷受人の指定する者に貨物の受取り、運送引受書又は同運送引受書に記載された運送引受番号を提示させます。

2　当店は、前項の規定により荷送人又は荷受人の指定する者に貨物の受取り、運送引受書又は同運送引受書に記載された運送引受番号を提示させます。

（荷送人の責任）

第十条　当店は、荷送人が、荷送人又は荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う物品運送と重複して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ荷送人の承諾を得ます。

2　当店は、荷送人が、荷送人又は荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う物品運送と重複して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ荷送人の承諾を得ます。

3　当店は、荷送人が、荷送人又は荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う物品運送と重複して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ荷送人の承諾を得ます。

4　当店は、荷送人が、荷送人又は荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う物品運送と重複して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ荷送人の承諾を得ます。

（荷送人の責任）

第十一条　当店は、荷送人が、貨物の性質、状態その他運送に関し通知すべき事項を通知しなかったことにより生じた損害については、その責任を負いません。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十二条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十三条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

（荷送人の危険物の通知義務）

第十四条　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

3　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

4　当店は、荷送人が、危険品について、その旨を通知しないときは、その貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

第三節　指図

（貨物の返還）

第十七条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、変更その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に着いた後において、荷受人がその貨物の全部の引渡しを請求した時に消滅します。

3　第一項の指図をする場合において、当店が損害を受けたときは、指図をした荷送人は、その損害を賠償しなければなりません。

（指図による荷受人）

第十八条　荷送人は、運送引受書に記載された荷受人を変更する旨の指図をすることができます。

2　前項の指図は、荷送人が運送引受書を当店に提出しなければ、その効力を生じません。

3　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

4　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

5　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

6　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

（荷受人の受取拒絶）

第十九条　荷受人は、貨物の全部又は一部の受取を拒絶することができます。

2　荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　荷受人が貨物の受取を拒絶したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（荷受人の義務）

第二十条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十一条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十二条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十三条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十四条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十五条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の義務）

第二十六条　荷受人は、貨物の全部の引渡しを受けたときは、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　荷受人は、貨物の一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

4　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた部分に対応する運賃、料金等を支払わなければなりません。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（荷送人の引渡義務）

第二十七条　当店は、荷送人から貨物の運送の引受けをしたときは、遅滞なく、その貨物を荷受人に引き渡します。

2　当店は、荷送人から貨物の運送の引受けをしたときは、遅滞なく、その貨物を荷受人に引き渡します。

3　当店は、荷送人から貨物の運送の引受けをしたときは、遅滞なく、その貨物を荷受人に引き渡します。

4　当店は、荷送人から貨物の運送の引受けをしたときは、遅滞なく、その貨物を荷受人に引き渡します。

（荷受人の受取義務）

第二十八条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第二十九条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十一条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十二条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十三条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十四条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十五条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

（荷受人の受取義務）

第三十六条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

2　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

3　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

4　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を受け取らなければなりません。

第五節　指図

（貨物の返還）

第三十七条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、変更その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に着いた後において、荷受人がその貨物の全部の引渡しを請求した時に消滅します。

3　第一項の指図をする場合において、当店が損害を受けたときは、指図をした荷送人は、その損害を賠償しなければなりません。

（指図による荷受人）

第三十八条　荷送人は、運送引受書に記載された荷受人を変更する旨の指図をすることができます。

2　前項の指図は、荷送人が運送引受書を当店に提出しなければ、その効力を生じません。

3　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

4　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

5　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

6　荷送人は、第一項の指図をしたときは、運送引受書に荷受人の変更の旨を記載し、又は記録することを当店に請求することができます。

第六節　事故

（事故の処分）

第三十九条　当店は、次の場合には、荷送人に対し、指図の期日をさだめ、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の滅失、毀損その他の事故を発見したとき。

二　当店の責任で運送できないとき。

三　当店の責任で運送できないとき。

（管理者等に対する引渡し）

第四十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対する貨物の引渡しをもって足ります。

一　荷受人が引渡不能のとき　荷送人

二　荷送人が引渡不能のとき　荷受人

（受取人の引渡しの考え）

第四十一条　当店は、運送引受書に記載された荷受人又は荷送人の指定する者から貨物の受取り、運送引受書に記載された荷受人又は荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第四十二条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対する貨物の引渡しをもって足ります。

一　荷受人が引渡不能のとき　荷送人

二　荷送人が引渡不能のとき　荷受人

（留置権の行使）

第四十三条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十四条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十五条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十六条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十七条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十八条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第四十九条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十一条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十二条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十三条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十四条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十五条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十六条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十七条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

（留置権の行使）

第五十八条　当店は、貨物に関して受取るべき運賃、料金等又は立替金その他貨物に関して生じた債権があるときは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人との間で別段の定めをしたときは、前項の規定による貨物の引渡しを拒むことがあります。

第七節　運賃等、料金等

（運賃、料金等）

第五十九条　当店は、運賃、料金等（第十四条第一項に規定する代金及び第十五条第一項に規定する運送保険価額に対する保険料を含む。）及びその収受方法は、当店が別に定める運賃、料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、同表に定めのない事項は、当店と荷送人との協議によります。

3　運賃、料金等の額が不当であると認められるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4　顧客（事業として又は事業のために運送引受書に荷送人又は荷受人として記載され、又は記録された者をいう。）が会社であるときは、当該顧客の役員（取締役、執行役、監査役その他これらに準ずる者をいう。）又は当店のエアイトに掲載します。

（運賃、料金等の支払方法）

第六十条　当店は、貨物を引き取るときに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が著しく多額であるときその他やむを得ない事由があるときは、荷送人が運賃、料金等の全部又は一部を荷受人に支払わせることがあります。

3　当店は、前項の規定により荷受人が運賃、料金等を支払うことを認めるときは、あらかじめ荷受人の承諾を得ます。

（着払運賃）

第六十一条　当店は、荷送人が着払運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が着払運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が着払運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が着払運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（前納運賃）

第六十二条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十三条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十四条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十五条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十六条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十七条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十八条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第六十九条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第七十条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

3　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

4　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

（運賃の収受）

第七十一条　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて荷受人から運賃を収受します。

2　当店は、荷送人が運賃を支払う旨を運送引受書に記載したときは、荷送人に代えて